

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第13回 平成21年 3月 9日開催 午後7時から午後9時5分 職員研修室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、武藤、中山、林、山岸、三浦

傍聴者 0名

配布資料

- ・第9回運営会次第
- ・第12回全体討議の進め方
- ・項目に盛り込みたい事項とその内容一覧(1条例の基本的考え方)
- ・第12回区民検討会議開催概要
- ・[各回共通資料1]各班のまとめ比較表(第8回まで)
- ・[各回共通資料2]自治基本条例の区民検討会議の項目構成(第11回で仮決め)
- ・[各回共通資料3]区民検討会議項目(仮決め)・キーワード一覧

1 運営会等からの連絡

第13回区民検討会議の検討内容について、以下のことが報告され、了承された。【決定】

- ・第12回区民検討会議で合意された“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“基本となる用語の定義”、“条例の位置づけ”の4つの事項についての「盛り込みたい事項の内容」を検討する。
- ・“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“基本となる用語の定義”、“条例の位置づけ”の順に検討する。

来年度上半期の運営会の開催日程について、特別な事由がない限り、区民検討会議終了後に運営会を開催することとなった。【決定】

平成20年度区民検討会議の報告書について、報告書は区民検討会議の開催概要や成果物等をまとめて事務局が作成し、その内容を区民検討会議で確認していただいた後に公開することとなった。【決定】

事務局から、清田委員の辞任について、以下のことが報告された。【報告】

- ・2月9日以降連絡がないため、3月9日を期限とした辞任届と、辞任届が期限までに提出されない場合においても辞任したものとして取り扱う旨の文書を本人宛に送付した。
- ・3月9日現在、清田委員から辞任届の提出がないため、辞任とみなす。
- ・公募委員抽選の際、補欠委員を順位をつけて5名抽選しており、その順位に従ってお声かけをして、本人の承諾をうけたうえで、公募委員として区民検討会議に参加していただく。これかた手続を行い、およそ4月以降に参加していただきたいと思う。

2 『条例の基本的考え方』の検討(全体討議)

“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“基本となる用語の定義”、“条例の位置づけ”の4つの事項に関する「盛り込みたい事項の内容」を以下の手順で検討した。

- ・4つの事項の「盛り込みたい事項の内容」について、[見出し]、[盛り込みたい内容]をシートに記

入する個人ワークを行った。

- ・ 個人ワークをもとに、4 つの事項の「盛り込みたい事項の内容」について、[見出し]、[盛り込みたい内容]を全委員に発表していただいた(1つの事項につき最大5つ)。発表された内容については別紙のとおり。

当初の予定議事のうち『「条例の基本的考え方」の検討』の一部が検討未了となった。具体的には、4 つの事項のうち“基本となる用語の定義”について定義する用語のみ発表していただき、盛り込みたい内容については検討未了である。また、“条例の位置づけ”の「盛り込みたい事項の内容」が検討未了である。

3 牛山教授コメント

全体討議に関して、牛山教授からコメントがあった。詳細は別紙のとおり。

以上

第13回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	13回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	大浦 正夫	オオウラ マサオ	×
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	
22	清田 英雄	キヨタ ヒデオ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	×
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			25

第10回区民検討会議(1月22日)の席上で委員辞任の意向が示された。

「1 条例の基本的考え方」の検討(全体討議)

(条例の)基本理念		
委員	- 1見出し	- 2 盛り込みたい内容
a	住民自治	区民自らが地域の課題について自主的に取り組むことによって、多様な区民や事業者と協働してまちづくりを行う。
	団体自治	区は事業者等と連携して、自立した区政を図る。運営については、参加と協働を基本として、区民のために行う。
b	自治の意味	住民自身が決める。住民自治の理由を、区民の総意として、この条例で宣言する。 東京都や国に対しても、全てのことを自分たちのことは自分たちで決める。区長を選挙で決めることを明記することが重要。 自治の重要な部分を盛り込む。
	最高規範性	自治基本条例が区の最高規範であり、整合しない条例は、全て変更することを確認し整理。
c	住民自治	自治の基本理念のようなもの。自治の主体は区民であり、区民が自らの意志と責任をもって、行動する。
	区民の区政への参画と協働	
	情報の共有	区と区民が、情報を共有し、参画の機会を保障。
	区民・議会の協働	区民と議会が情報の共有。
d	住民自治	住民の発意が大事。住民自らが、主体的に取り組む。
	団体自治	基礎自治体としての、自立的な区政の運営。
e	住民自治	住民が幸せに暮らしていけること。
	自治の意味	区民と区が共に協力し合っていく。
f	団体自治	新宿区が基礎的な自治体であることを強調する。
g	住民自治	例えば、町会などに対して住民が「おまかせ」ではない、自治の実現。
h	区民主権	自治の主体である、区民の位置づけ。
i	人権の尊重	あらゆる人々の人権の尊重(高齢者、子ども、外国人、障害者、女性)
j		盛り込んでほしくないもの。 区民の義務を負わせるような文面はやめて欲しい。
k	安全安心	区民が幸せであるためには、安全安心でなければならない。
	団体自治	全ての区に先駆けた新宿発の意見
l		新宿が持っている良さを活かすことを含めた参画や協働
m	住民自治	自治とはよりよいまちづくりを行うために、個人の平等・自律性を尊重するような文言を入れたい。
	区民	自治の主体は区民であることを明確にするべき。自ら考え、参画、協働、協治。
	情報の共有	行政・区民・議会がそれぞれの情報を共有する。一方的ではなく、双方向性を持たせる。

m	多様性	多様な文化、地域の多様性を活かして、住みよい町づくりをする。
	新宿発	新宿の歴史文化多様性を活用し、新宿らしい良さを生かす。
n		区民は主体である
o	新宿的	新宿が持っている良さを活かし、守る。前例にこだわらず、良いと思うことをやっていく。 新宿発という形で他に良い影響を与えていきたい。
p	盛り込む基本事項	新宿らしさ・・・新宿の伝統文化、地域性、多面性。新宿の特徴を出したい。 安全安心・・・区民が幸せに生活できる。区民が関わる基本的な事項を全てを加える。
	住民・議会・行政の役割と責務	三者が守るべきルール的位置づけ。
	最高規範	全ての条例の上位になるもの。
q		住民が町会を通して、区へ提言できる仕組み作り。
r	住みやすいまちづくり	安全安心
	行政への要望	行政のあり方
	住民投票	住民の合意形成。
	市民参加	市民参加の必要性。区民からの町づくり。協働の制度化。
	基本理念を実行する方法	
s		上位の法令では救えない問題を解決できること。
t	住民主権	やわらかい言葉で。新宿の未来は自分たちの手で作りたい。
u	自治のあり方	どのような自治を目指すのか。 色々な立場や関わり方を考慮しながら規定する。
	自治の基本的な考え方・姿勢	自主性・主体性・異なる立場・考え方・アイデンティティの尊重
	自治の要素	参加・・・市民が参加するだけではなく、行政が地域の参加する。 協働 行政への監視・批判あるいは適正化 自治会など
	自治の前提	情報の共有・広い意味 行政運営の適正化
v	協働のまちづくり	情報の共有し、開かれた場をつくる
	対等協力の原則	本当に対等な立場の協働はあるのか。
	地域コミュニティ	自治の担い手の育成。自治の自律性を尊重して政策形成を行いたい。
	計画策定の過程	区民参加の保障と区からの情報の提供
	学校と地域の連携協力	地域の力を活用した特色ある学校づくり
	コミュニティ活動	拠点となる地域センターの環境整備。
w	行政のあり方	行政は住民自治の実現を支援し、住民の福祉増進を図る。

条例の目的

委員	- 1(見出し)	- 2盛り込みたい内容
a	自治の実現	理念原則に基づいて、自治の運営方針を決め、自治の実現を目指す。
b	自治の理念	自治とはどういうものを明らかにする。
	区民・事業者・行政	それぞれの役割と責務を明らかにする。
	自治の実現	自治の理念に基づいた自治の実現を語ることを目的とする。
c	自治の目的とは	区民の福祉の向上、区民の人権
		意志決定の方向を明確
		広域活動、協働の言葉の位置づけ
		他の条例の整合性
d		「なぜ必要なのか」ということを文章に入れる。
e	自治の実現	
f		「平和で幸せな新宿区民の生活ため」というフレーズを入れたい。
g	住民自治の実現	個性豊かで活力ある地域社会の実現を語る
h		条例を作ることによって、新宿区民にとって、有益になるものであれば良い。
i	自治の実現	
j	条例の目的事項	基本理念で外れた事項で大事なことを目的に回す
k		安全の中に危機管理の充実
l		平和で安全な住みやすいまち。区民にわかりやすい、やさしい言葉で表す。
m		都市型コミュニティの構築
n		地方分権の推進を考えるのならば、新宿区の自治のあり方。
o	権利・機会の保証	例えば「参加をする」「情報の共有をする」などの機会や権利を入れる。
	多様性の尊重	異なる立場・考え方の尊重
	自治の要素	参加・協働・監視・批判
p	(目的)	小さな自治(地区協議会)を作る。 基本理念と基本構想に準じる。 市民自治の確立をする 地域社会の実現を語る

q		<p>憲法で掲げている地方自治の実現を語る</p> <p>自治の基本理念と基本原則</p> <p>区政運営の仕組みを定める</p> <p>区民の権利と義務</p> <p>区民の信託に基づく区議会</p> <p>区長等の役割と責務を明らかにする</p>
r	自治の実現	自治の中身が入ってくる。条例の基本理念で「自治はどうあるべきか」を入れる。「それを実現するためにこの条例がある」ということが目的に書かれるのか。自治の中身
		自治が害されないようにするためにこの条例を作っていることを言う。 都市型コミュニティの実現。今の新宿区にどう自治のあり方があるのか。
s		現状に対する批判、総括。
t	自治の実現	区民が願うまちづくりの実現のために区の自治の原則としくみを明らかにする
	区民の権利と義務	
	行政の役割と責務	
	議会の役割と責務	
u	目的	自治の基本理念を提示し、その基本理念を実現させる基本原則(共有の原則、住民参加の原則、協働の原則、多様性尊重の原則)を明らかにする
		区民・区議会・区長の役割を明らかにする
v	自治の実現か目的	地域の特性、新宿の個性を生かし、住民主体の地方自治を進める
w		住民の幸せ、街の安心安全、住民の福祉の向上。住民自治の実現のためのしくみを定める
		区民が願うまちづくりの実現のために区の自治の原則としくみを明らかにする。
x		区民がわかりやすい言葉で。
		区民・行政・議会の参加の住みやすいまちづくりの実現

基本となる用語の定義	
- 1(見出し)	- 2盛り込みたい内容(コメント)
条例のあり方の定義	
言葉の定義	
住民	
事業者	
外国人	
区民	
用語の定義	
市民	
協働	
参画	
団体等	事業者を除く
NPO 等	
地区協議会	「新しい公共の原則」という言葉を入れたい
区長等	
区	
事業者等	
コミュニティ	
地域団体	
情報の共有	横の繋がりや縦の繋がりが必要なのでは、ないか。
区民等	
執行機関	
自治の主体となる地域	
文化	使ってはならない単語
安心	
共生	
自治	
協治	
町会	
自治会	

その他の意見	
委員	(条例の)基本理念
a	議会は必要ないのではと思う。自治の重要な部分として、議会をどう考えていくか、地区協議会をどう位置づけるかを、今後議論していきたい。
b	「理念」と理念を実現させるための「原則」が混在している。例えば情報の共有は「原則」ではないか。整理が必要。
c	(喜治委員の意見に対して)区議会のことは、「議会の役割と責務」で考えることも良いだろう。 地区協議会に関しては、重要なテーマだと思う。
d	「前文」で何が謳われるかが漠然としている。人権などは前文に盛り込まれるのではないか。
目的	
e	清田委員の補欠の委員が、これから入ってきて同じレベルの話をするのは、厳しいのではないか。
f	「基本理念で落ちたものを目的へ」という話があったが、違うと思う。目的は、条例や法令において、「この条例は何のために作るのか」ということが、目的である。目的には、この条例で実現すべきものを書くべきである。目的を実現するための基本的考え方や行動について「基本理念」に落としていく。理念以上に目的が重要であると思う。
a	三鷹市では、職員に宣誓義務を負わせている。
	もっと新宿区に合った議会の形があるのではないか。

牛山教授コメント

今日の作業は、前回決めた項目の部分と盛り込みたい事項に基づいて、それぞれ区民委員のご意見を出して頂いた。みなさんの議論で、例えば「目的は条例の目的であるので、基本原則が入るのはおかしい」「基本原則に各論的なことを入れる意見が出ているが、どこまで細かく入れるのか」といった感想やご意見があった。お話を聞いていて、言葉の使い方も含めて、みなさんが考えて頂いたことが、かなり出てきたと思う。

私が以前お話ししたように、条例が出来たときに、自治体の法制執務担当が形式的に判断した場合、「目的と基本原則は二つ立てるべきでない」と言う指摘を受けるかもしれないし、それに対するしっかりとした意見をもっていなければならないだろう。目的は基本原則に書くようなことを入れるべきでない、と決めてしまうならば、先程の意見にもありましたが「この条例の目的は、別な条で述べる基本原則を実現することである」ということになってしまい、内容的なことは目的ではなく、基本原則に全て書けばよいということになる。そうすると、さらに、基本原則と前文の関係をどうするのか、という問題も出てくるであろう。よって、そうした議論は次回しにして、とにかく今回は、みなさんの意見をどんどん出して頂いた。その中の意見では、興味深い意見もあった。「区とは何か」ということや「区長公選」の話が出た。過去には、区長公選ではない時期や、区が東京都の内部的な機関で基礎的自治体としてではないと言われていた時代もあったわけで、それを、ふまえて、きちんと自治体として位置づけていこうという意見が、今日の議論の中で出てきたと思う。

こうした、様々な意見を、ファシリテーターの方で整理をしていただき、さらに議論をし、整理した上で、項目も整理されていくだろう。

今回は、みなさんの意見や本音がたくさん出て、今後の議論の材料ができたと思う。